和福障第１２３３号
令和８年７月１５日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

こども性暴力防止法に関する研修の実施、報告・対応ルールの策定、相談体制の整備及び保護者・児童向けの周知について（依頼）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、こども家庭庁より周知依頼がありました。

各事業所においては、令和８年１２月２５日（以下「法施行日」という。）施行のこども性暴力防止法を踏まえた運営を確実に実施していただくため、同庁が作成した資料等を用いた従事者への研修、事業所における報告ルール等の策定等が必要となります。

つきましては、添付書類の内容を全て確認の上、報告様式に必要事項を記入し、期日までに障害者支援課に提出してください。

【学校設置者等が行う事項】

（１）研修の実施

学校設置者等は、対象業務への従事者に研修を受講させなければなりません。研修は、原則として、対象業務に従事する前に受講をさせる必要があるため、こども家庭庁通知で示された研修資料等を活用し、適切に研修を行ってください。また、こども性暴力防止法施行時の現職者については、法施行日までに研修を行ってください。

（２）報告・対応ルールの策定・周知

学校設置者等において、対象業務への従事者が児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の報告ルールや、報告を受けた際のルールを策定し、法施行日までに、当該ルールを従事者、児童等及び保護者に周知を行ってください。

（３）相談体制の整備及び周知

学校設置者等における児童対象性暴力等相談員の選任、又は相談窓口の設置を行うとともに、外部の相談窓口の情報と併せて法施行日までに児童等及び保護者に周知を行ってください。

（４）実施状況の報告

（１）～（３）の実施状況（予定を含む。）について別添様式により期日までに障害

者支援課に報告してください。

【提出期日、提出方法及び宛先】

・期日：令和８年８月２５日（火）
・提出方法：メール
・宛先：shogaishashien_hojin@city.wakayama.lg.jp

【添付書類】

・報告様式
・（資料①）こども性暴力防止法に関する研修教材及び解説動画・資料並びに報告・対応ルール及び保護者・児童等向け周知用資料のひな型について（こども家庭庁通知）
・（資料②）こども性暴力防止法施行ガイドライン

【研修資料等】

各種資料等は、それぞれ、次のＵＲＬにアクセスし、入手してください。

①こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya

②こども性暴力防止法に関する解説動画・資料
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya

③こども性暴力防止法に基づく措置を行うに当たって活用できる各種ひな型・参考例リンク集
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata

④こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#guideline

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL:０７３－４３５－１３６０
障害児通所支援事業者指定担当：中谷